

第 71 回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年12月15日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル 3階 飛竜の間

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、インターネット又は書面により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくこともご検討下さいますようお願い申しあげます。

感染症拡大防止として座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が少なくなるため、座席数を超えた場合はご入場をお断りさせていただくことになりますのであらかじめご了承下さい。

なお、株主総会当日は、ご出席株主様への新型コロナウイルス感染防止として、以下の対応をいたします。ご理解を賜りますようお願いいたします。

- ・お土産の配布を実施いたしません
- ・東岡崎駅・会場間の送迎バスの運行を実施いたしません
- ・試食・試飲を実施いたしません



(証券コード：2551)

2022年11月28日

株主各位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地

マルサンアイ株式会社

代表取締役社長 堀 信好

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、インターネット又は書面により事前の議決権行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくこともご検討下さいますようお願い申しあげます。

当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2022年12月14日（水曜日）午後5時30分までに議決権行使して下さいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年12月15日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 愛知県岡崎市康生町515番地33 岡崎ニューグランドホテル3階飛竜の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第71期（2021年9月21日から2022年9月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2021年9月21日から2022年9月20日まで）計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |

以上

(お知らせ) 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.marusanai.co.jp/ir_kihon.html) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表となります。

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.marusanai.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さいますようお願い申しあげます。

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

5頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年12月15日(木曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。

事前にご行使いただける場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年12月14日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年12月14日(水曜日)
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下
「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」をスマートフォン
かタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧下さい。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2022年12月14日(水曜日)
午後5時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙
に記載の議決権行使コード及びパスワード
をご利用のうえ、画面の案内に従って
議案に対する賛否をご登録下さい。

詳細につきましては次頁をご覧下さい。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるもの
を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせて
いただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせ下さいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

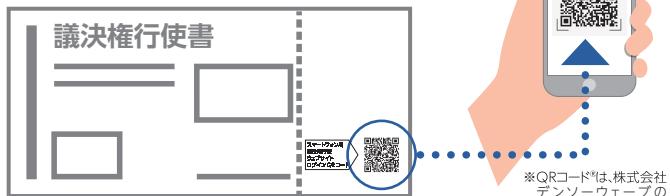
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

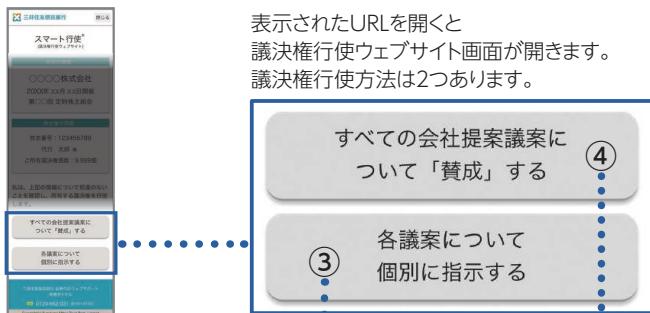
●「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



②議決権行使ウェブサイトを開く



③各議案について個別に指示する



! 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただけます(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

* 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

* インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

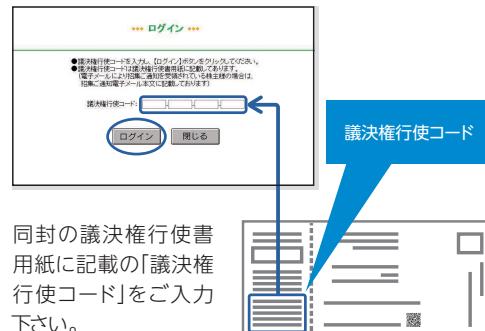
●パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

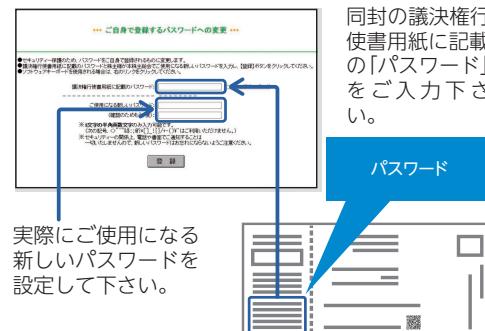
<https://www.web54.net>



②ログインする



③パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題と位置付け、安定的に基本1株当たり30円の方針とし、利益状況等に応じて検討しております。

当期の配当金につきましては、上記の方針に基づき、当事業年度の業績及び経営環境並びに今後の事業展開などを勘案し、1株につき30円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 30円
総額 68,444,640円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月16日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（2019年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>	

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

当社の取締役は、定款の定めにより、15名以内とし、社内取締役に関しましては、各部門の業務に精通し、事業運営及び経営管理に関する豊富な知識や経験、能力を有し、当社グループの更なる発展に貢献することができる者を候補者としております。

社外取締役に関しましては、多様な視点、経験豊富で高い専門性を有している人材を候補者としております。なお、当社における社外役員の独立性判断基準に関しましては、名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位及び（担当）	取締役会出席率（出席回数／開催回数）
1 再任 渡辺 邦康（満66歳）	代表取締役会長	100%（19回／19回）	
2 再任 堀信好（満64歳）	代表取締役社長	100%（19回／19回）	
3 再任 岡田信之（満58歳）	取締役（開発統括部長（兼）チルド事業推進室長）	100%（19回／19回）	
4 再任 磯村智（満58歳）	取締役（管理統括部長）	100%（19回／19回）	
5 再任 加藤一郎（満58歳）	取締役（営業統括部長）	100%（19回／19回）	
6 再任 稲垣宏之（満58歳）	取締役（生産統括部長）	100%（19回／19回）	
7 再任 森田尚男（満66歳）	社外取締役	100%（19回／19回）	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	 再任 渡辺 邦康 (1956年11月10日)	1979年4月 当社入社 1983年5月 関東地区北関東グループ宇都宮営業所長 1999年9月 管理本部システム開発課長 2005年9月 総務人事部総務人事課長 2009年3月 管理統括部総務人事課長 2010年9月 管理統括部長（兼）総務人事課長 2010年12月 当社取締役就任 2011年9月 管理統括部長 2012年2月 丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事就任 2015年4月 当社取締役副社長就任 2015年9月 管理担当 2015年12月 当社代表取締役社長就任 2017年1月 マルサンアイ（タイランド）株式会社取締役就任（現任） 2018年12月 丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事長就任（現任） 2021年12月 当社代表取締役会長就任（現任）	12,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社に入社以来、営業、システム開発、人事、労務、財務など幅広い業務経験と知識を有しております。代表取締役就任後は、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、業容の拡大に貢献しております。今後も強いリーダーシップにより、当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
2	 再任 堀 信好 (1958年9月16日)	1983年1月 当社入社 1993年7月 営業本部関西営業部神戸営業所長 2001年9月 営業本部西日本営業部大阪支店次長 2002年9月 営業本部西日本営業部大阪支店長 2006年9月 営業統括部西日本エリアマネージャー（兼） 大阪支店長 2009年12月 株式会社玉井味噌取締役就任 2010年9月 営業統括部西日本エリア長 2011年9月 営業統括部リテール営業部長 2013年9月 経営企画部長 2013年12月 株式会社玉井味噌代表取締役社長就任 2015年12月 当社取締役就任 2015年12月 管理担当 2019年12月 当社常務取締役就任 2021年3月 経営企画担当 2021年12月 当社代表取締役社長就任（現任）	5,500株

[取締役候補者とした理由]
 当社において営業拠点の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮し、その後、経営企画部長として中期戦略事業計画策定の中心的な役割を担っておりました。当社の代表取締役社長に就任後は、著しい環境の変化に機動的に対応する等、経営手腕を発揮しております。今後も当社の更なる発展に貢献することができるから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
3	 <div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px; text-align: center;">再任</div> <p>おか だ のぶ ゆき 岡田 信之 (1964年1月2日)</p>	<p>1986年3月 当社入社 2005年6月 西日本営業部名古屋統括支店（みそ強化）次長 2005年9月 マーケティング部商品企画課長 2010年9月 営業統括部営業推進室商品戦略課長 2011年10月 営業統括部営業推進室長 2013年9月 開発統括部開発室長 2015年9月 開発統括部長 2018年12月 株式会社玉井味噌取締役就任（現任） 2020年12月 当社取締役就任（現任） 2021年3月 開発統括部長（兼）チルド事業推進室長（現任）</p>	2,500株
[取締役候補者とした理由]			
4	 <div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px; text-align: center;">再任</div> <p>いそ むら さとし 磯村 智 (1964年4月16日)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2011年9月 管理統括部総務人事課長 2015年9月 管理統括部長（兼）総務人事課長 2016年1月 マルサンアイ鳥取株式会社取締役就任 2017年9月 管理統括部長（現任） 2020年12月 当社取締役就任（現任） 2021年12月 マルサンアイ鳥取株式会社代表取締役社長就任（現任）</p>	2,300株
[取締役候補者とした理由]			

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
5	 <div style="display: flex; align-items: center;"> 再任 <div style="flex-grow: 1; margin-left: 10px;"> かとう いちろう 加藤一郎 (1964年6月20日) </div> </div>	1987年4月 当社入社 2007年9月 営業統括部首都圏エリア東京支店第1課長 2008年9月 営業統括部東日本エリア静岡支店長 2010年9月 営業統括部東日本エリア東京支店長 2012年9月 営業統括部東日本エリア代表（兼）東京支店長 2013年3月 営業統括部東日本エリア代表（兼）東京支店長 (兼) 北海道営業所長 2014年12月 株式会社匠美取締役就任 2015年9月 営業統括部長（現任） 2017年3月 営業統括部長（兼）営業BPR室長 2019年12月 当社取締役就任（現任） 2021年12月 株式会社匠美代表取締役社長就任（現任）	4,200株
[取締役候補者とした理由]			
<p>当社に入社以来、営業部門に従事し、営業拠点及び各エリアの部門長を歴任し、2015年からは営業統括部の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。現在は子会社である株式会社匠美の代表取締役社長としても経営手腕を発揮しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			
6	 <div style="display: flex; align-items: center;"> 再任 <div style="flex-grow: 1; margin-left: 10px;"> いながさひろゆき 稻垣宏之 (1964年11月6日) </div> </div>	1987年4月 当社入社 2004年9月 生産本部製造部飲料工場第3課長 2005年9月 製造部飲料工場副工場長（兼）第4課長 2006年9月 生産統括部製造部飲料工場長 2011年9月 生産統括部みそ工場長 2014年3月 生産統括部統括工場長 2014年12月 株式会社玉井味噌取締役就任 2015年3月 生産統括部統括工場長（兼）飲料工場長 2015年9月 生産統括部長（現任） 2016年1月 マルサンアイ鳥取株式会社取締役就任 2019年12月 当社取締役就任（現任） 2021年12月 株式会社玉井味噌代表取締役社長就任（現任）	3,400株
[取締役候補者とした理由]			
<p>当社に入社以来、生産部門に従事し、当社生産工場の柱である飲料工場長、みそ工場長を歴任し、2015年からは生産統括部の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。現在は子会社である株式会社玉井味噌の代表取締役社長としても経営手腕を発揮しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
7	 再任 もり た ひさ お 森 田 尚 男 (1956年6月21日)	1990年4月 弁護士登録（日弁連、愛知県弁護士会） 旗法律事務所入所 2008年8月 朝涼法律事務所代表（現任） 2014年12月 当社取締役就任（現任）	—

[社外取締役候補とした理由及び期待される役割]

社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験を生かし、当社の社外取締役として取締役会において独立性・公正性・株主目線を保ちつつ、審議議案に対し提言を行うことができる資質を有しております。当社のコーポレートガバナンス体制強化のための適切な役割を果たし、貢献いただいておりますことから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、取締役会において独立性・公正性・株主目線を保ちつつ、審議議案に対し提言を行うことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 森田尚男氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
3. 森田尚男氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出をしております。
4. 責任限定契約について
- 当社と森田尚男氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。
5. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害について填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2021年9月21日から2022年9月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前期比(%)は記載しておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、個人消費の持ち直しの動きがみられました。先行きにつきましては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められることによる景気の持ち直しが期待される一方で、不安定な国際情勢の長期化を背景とした原材料価格の上昇や、金融資本市場の変動等を引き続き注視していく必要があります。

みそ業界におきましては、無添加、減塩等の付加価値商品の売上増加がみられるものの、市場全体では厳しい状況が続いております。

豆乳業界におきましては、料理への活用等、新しい楽しみ方により消費の幅が拡がっており、健康志向の高まりを背景に、市場は底堅く推移しております。

このような環境の中で、当社グループは「健康で明るい生活へのお手伝い」を企業理念に定め、安全で安心できる製品の供給に努めるとともに、原価高騰への対策としてコスト削減に努め、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は、豆乳及びアーモンド飲料が順調に推移したため306億99百万円(前期は300億91百万円)、営業利益は、原材料費、電力費、水道光熱費及び運賃等の増加により2億36百万円(前期は3億79百万円)、経常利益は、営業利益が減少したため2億57百万円(前期は4億6百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益が減少したため、1億42百万円(前期は1億77百万円)となりました。

当連結会計年度の各部門別売上高は、次のとおりであります。

部 門 別		第 70 期 (2020年9月21日から) (2021年9月20日まで)		第 71 期 (2021年9月21日から) (2022年9月20日まで)		対前連結会計年度 比較増減率
		金額	構成比	金額	構成比	
	生みそ	3,666	12.2	3,582	11.7	△2.3
	調理みそ	368	1.2	352	1.1	△4.4
	即席みそ	464	1.5	454	1.5	△2.0
	液状みそ	200	0.7	214	0.7	6.7
	みそ事業計	4,700	15.6	4,604	15.0	△2.0
	豆乳	20,494	68.1	21,027	68.5	2.6
	飲料	2,599	8.6	2,780	9.0	7.0
	豆乳飲料事業計	23,093	76.7	23,808	77.5	3.1
	その他食品事業	2,278	7.6	2,270	7.4	△0.4
	技術指導料その他	18	0.1	16	0.1	△9.3
	合 計	30,091	100.0	30,699	100.0	2.0

① みそ事業

生みその売上が減少したため、売上高は、46億4百万円（前期比2.0%減）となりました。

<生みそ>

主力製品である「純正こうじみそ」の売上が減少したため、売上高は、35億82百万円（前期比2.3%減）となりました。

<調理みそ>

一部シリーズ品の終売により品目数が減少したため、売上高は、3億52百万円（前期比4.4%減）となりました。

<即席みそ>

多食タイプが順調に推移したものの、「本場赤だし」シリーズ等の売上がり減少したため、売上高は、4億54百万円（前期比2.0%減）となりました。

<液状みそ>

2021年9月にリニューアルした「だし香る鮮度みそ」シリーズが、販売店舗数の増加により順調に推移したため、売上高は、2億14百万円（前期比6.7%増）となりました。

② 豆乳飲料事業

豆乳及びアーモンド飲料が順調に推移したため、売上高は、238億8百万円（前期比3.1%増）となりました。

<豆乳>

無調整豆乳及び「調製豆乳カロリー45%オフ1000ml」が好調に推移したため、売上高は、210億27百万円（前期比2.6%増）となりました。

<飲料>

アーモンド飲料が好調に推移したため、売上高は、27億80百万円（前期比7.0%増）となりました。

③ その他食品事業

チルド製品が順調に推移したものの、鍋スープ等の売上が減少したため、売上高は、22億70百万円（前期比0.4%減）となりました。

④ 技術指導料その他

技術指導料として、売上高16百万円（前期比9.3%減）を計上いたしました。

(2) 設備投資等の状況

会 社 名	セグメントの名称	金額	主な内容
マルサンアイ株式会社	みそ事業	174 百万円	みそ製造関連設備
	豆乳飲料事業	184	豆乳飲料製造関連設備
	その他食品事業	276	豆乳グルト製造関連設備
	共 通	1,421	土地
株式会社 匠 美	豆乳飲料事業	5	豆乳飲料製造関連設備
	その他食品事業	5	豆乳グルト製造関連設備
株式会社玉井味噌	みそ事業	27	みそ製造関連設備
マルサンアイ鳥取 株式会社	豆乳飲料事業	30	豆乳飲料製造関連設備
丸三愛食品商貿 (上海)有限公司	共 通	—	—
マルサンアイ (タイランド)株式会社	共 通	—	—
合	計	2,125	

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により充当いたしております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く社会環境は、内外の諸事情から見ましても今後とも厳しい状況が予想されます。

こうした中、当社グループは2021年9月期を初年度とした第三次中期経営計画を策定し、対処すべき課題に取り組んでおります。本計画では企業理念「健康で明るい生活へのお手伝い」、品質方針「ステークホルダーに企業価値を提供し続ける」のもと、みそ・豆乳を主力に、大豆のプロとして存在価値を高めていくとともに、食を通じて社会に必要とされる企業を目指してまいります。

1. マルサングループの目指す姿（戦略骨子）

食を通じて社会に必要とされる企業

（大地の恵みのリーディングカンパニー）

2. 基本戦略

- (1) 基幹事業の拡大と3D（鮮度・チルド・アーモンド）+バルク、海外への挑戦
- (2) 中長期を見据えた独自開発、技術力強化・伝承
- (3) 食品・安全方針、品質方針の実行
- (4) ローコスト体质強化で収益力向上
- (5) 働き方改革、人材活躍の推進
- (6) 持続可能な開発と企業活動（SDGs対応）

3. 財務戦略

- (1) 売上の拡大…300億円以上
- (2) 営業利益率の向上…4%以上
- (3) 投資と資本政策を支えるCFの創出

4. 成長投資方針

収益の安定的な確保の為、安全・安心、人材育成投資、DX(MDX)、既存工場の再配置設備も積極的に行うとともに広告宣伝、研究開発に注力していく。
海外においては引き続き中国、東南アジア拡大を視野に入れ投資をしていく。

5. 自己資本の拡大

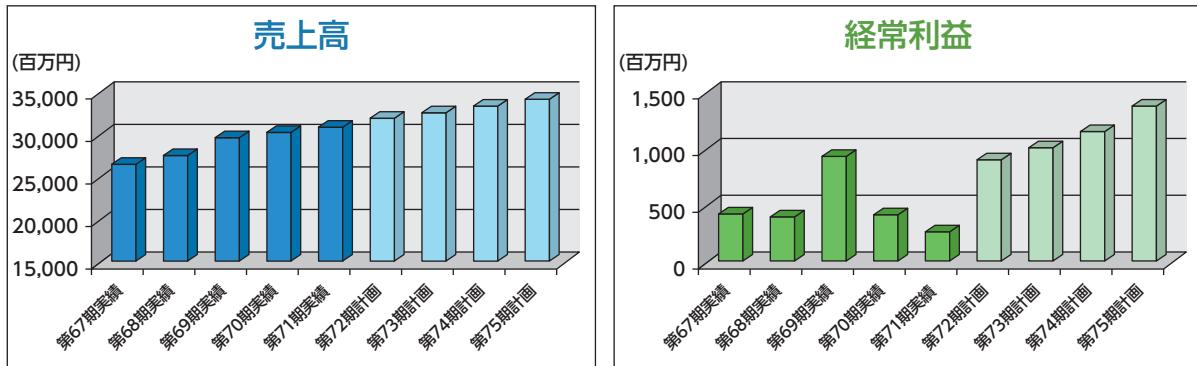
自己資本比率30%以上、ROE 10%以上を目指していく。

6. 株主配当方針

安定的に基本1株当たり30円の方針です。

それを基本とし、利益状況等に応じて検討してまいります。

マルサングループ中期経営計画



7. 内部統制の充実

内部統制システムに関する基本方針に基づくコンプライアンス遵守体制及びリスク管理体制の更なる充実。

8. コーポレートガバナンスの強化

持続的成長と中長期的な企業価値の向上。

9. 環境対策

人と自然が共生できる環境の創造と、持続的発展が可能な社会づくりに貢献します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第68期 (2018年9月21日から) (2019年9月20日まで)	第69期 (2019年9月21日から) (2020年9月20日まで)	第70期 (2020年9月21日から) (2021年9月20日まで)	第71期 (2021年9月21日から) (2022年9月20日まで)
売上高(百万円)	27,373	29,466	30,091	30,699
営業利益(百万円)	388	914	379	236
経常利益(百万円)	387	920	406	257
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	889	715	177	142
1株当たり当期純利益	389円68銭	313円81銭	77円65銭	62円55銭
総資産(百万円)	24,052	25,855	25,963	27,197
純資産(百万円)	5,956	6,496	6,531	6,634

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社 匠 美	富山県中新川郡立山町東大森289番地 2	38 百万円	88.7 %	水、豆乳、飲料及びその他製品の製造・販売
株式会社 玉井味噌	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地	45 百万円	90.0 %	みそ及びみそ関連製品の製造・販売
マルサン アイ鳥取 株式会社	鳥取県鳥取市河原町西円通寺字畠ヶ中 81番1	250 百万円	100.0 %	豆乳及び飲料の製造
丸三愛食品 商貿(上海) 有 限 公 司	中華人民共和国上海市閔行区宜山路 2016号合川大厦7楼C室	540 万元	100.0 %	中国国内におけるみそ及びみそ関連製品の開発・製造・販売 豆乳及び飲料等の販売
マルサン アイ(タイ ラ ン ド) 株式会社	32/25 Sino-Thai Tower4F., Sukhumvit 21 Rd. (Asoke), Klongtoey-Nua,Wattana,Bangkok 10110,Thailand	2,000 万バーツ	99.9 %	タイ国内におけるみそ、 みそ関連製品、豆乳及び 飲料等の販売

(7) 主要な事業内容

大豆を主原料とするみそ(生みそ、調理みそ、即席みそ)、豆乳、無菌充填技術を活かした飲料類、水(ミネラルウォーター)、その他食品の製造販売。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	住 所
本社及び本社工場	愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
物流センター	愛知県岡崎市仁木町五反田199番地
関東工場	群馬県利根郡みなかみ町政所1010番地
北海道営業所	北海道札幌市豊平区平岸三条7丁目11番15号 ジャムビル3階
東北支店	宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田147番地1 アンジュ市名坂1階
関信越支店	群馬県高崎市田町57-1 太陽生命高崎ビル5F
東京支店	東京都渋谷区代々木3丁目28番6号 いちご西参道ビル2階
北陸営業所	石川県金沢市新神田1丁目9番20号 中仙ビル1階
静岡支店	静岡県静岡市葵区沓谷6丁目20番1号 ル・シエル102号
名古屋支店	愛知県長久手市蟹原911番地
大阪支店	大阪府茨木市舟木町19番3号
岡山支店	岡山県岡山市北区春日町5丁目10番 レポース春日101号
広島支店	広島県広島市東区若草町15番地1号 前田ビル3階
九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目7番22号 ブックローン福岡ビル3階 B室

② 子会社

会 社 名	名 称	住 所
株式会社匠美	本社及び東大森工場	富山県中新川郡立山町東大森289番地2
	坂井沢豆乳工場	富山県中新川郡立山町坂井沢154番地1
株式会社玉井味噌	本社及び本社工場	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地
マルサンアイ 鳥取株式会社	本社及び本社工場	鳥取県鳥取市河原町西円通寺字畠ヶ中81番1
丸三愛食食品貿易 (上海)有限公司	本社	中華人民共和国上海市閔行区宜山路2016号 合川大厦7楼C室
マルサンアイ(タイラ ンド)株式会社	本社	32/25 Sino-Thai Tower4F.,Sukhumvit 21 Rd. (Asoke), Klongtoey-Nua,Wattana, Bangkok 10110,Thailand

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
453 [148] 名	9名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員は、契約・嘱託従業員（54名）、パート従業員（38名）、人材派遣（41名）及びアルバイト従業員（15名）の総数です。なお、アルバイト従業員数は、一人当たり1日8時間で換算して算出しております。
3. 従業員数には、出向者（2名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,143 百万円
株式会社みずほ銀行	1,278
株式会社山陰合同銀行	1,225
株式会社鳥取銀行	1,042
鳥取市	825
株式会社三井住友銀行	387
岡崎信用金庫	377
株式会社五百銀行	344
株式会社富山第一銀行	270
碧海信用金庫	226

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,296,176株 (自己株式14,688株を含む)
 (3) 株主数 3,215名 (前期末比89名増)
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社佐藤産業	305,060 株	13.37 %
佐藤公信	180,684	7.92
マルサンアイ取引先持株会	176,700	7.74
石田典子	91,366	4.00
福島裕子	91,366	4.00
マルサンアイ従業員持株会	77,580	3.40
佐藤明子	41,660	1.83
ひかり味噌株式会社	40,000	1.75
石田治夫	39,960	1.75
福島重喜	39,960	1.75

(注) 持株比率は、自己株式（14,688株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	渡辺邦康	丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事長 マルサンアイ（タイランド）株式会社取締役
代表取締役社長	堺信好	
取締役	岡田信之	開発統括部長（兼）チルド事業推進室長 株式会社玉井味噌取締役
取締役	磯村智	管理統括部長 マルサンアイ鳥取株式会社代表取締役社長
取締役	加藤一郎	営業統括部長 株式会社匠美代表取締役社長
取締役	稻垣宏之	生産統括部長 株式会社玉井味噌代表取締役社長
取締役	森田尚男	弁護士（朝涼法律事務所代表）
常勤監査役	成瀬悟	
監査役	畠部泰則	税理士（畠部泰則税理士事務所所長）
監査役	新井一弘	税理士（たくま税理士法人代表） 株式会社匠美監査役 株式会社玉井味噌監査役 マルサンアイ鳥取株式会社監査役

- (注) 1. 取締役森田尚男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役畠部泰則氏及び新井一弘氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役森田尚男氏及び監査役畠部泰則氏を、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役畠部泰則氏及び新井一弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役浅尾弘明氏は、2021年12月16日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 6. 当事業年度中に以下の取締役の地位の異動がありました。

氏　　名	変　更　後	変　更　前	異動年月日
渡辺邦康	代表取締役会長	代表取締役社長	2021年12月16日
堺信好	代表取締役社長	常務取締役	2021年12月16日

7. 当事業年度中に以下の取締役の担当及び重要な兼職の状況について異動がありました。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
磯村智	管理統括部長 マルサンアイ鳥取株式会社代表取締役社長	管理統括部長 マルサンアイ鳥取株式会社取締役	2021年12月16日
加藤一郎	営業統括部長 株式会社匠美代表取締役社長	営業統括部長 株式会社匠美取締役	2021年12月16日
稻垣宏之	生産統括部長 株式会社玉井味噌代表取締役社長	生産統括部長 株式会社玉井味噌取締役 マルサンアイ鳥取株式会社取締役	2021年12月16日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び各監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害について填補することとしております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、2021年2月8日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。当該方針の内容の概要は以下のとおりです。

- ・当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、職位別に設けられた報酬基準と各取締役及び各監査役の経営に対する貢献度、会社の業績等を勘案して決定いたします。
- ・業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入しておりません。
- ・報酬は月額で設定し、従業員給与の支給日に毎月支給いたします。

・取締役の個人別の報酬等の額については、2010年12月9日開催の定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会より一任された代表取締役社長堺信好が、中期経営計画及び年度予算の達成度合い等を鑑みた上で決定いたします。当該権限が適切に行使されるよう、額の決定に当たっては、社外取締役の意見も踏まえて決定いたします。

決定権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、前述の達成度合い等を鑑み、各取締役の業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適任であると判断したためであります。なお、監査役報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、具体的な報酬金額は代表取締役社長に一任する旨の決議を取締役会で決議し決定することとする等の措置を講じており、当該手続きを経て当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	88,796千円	88,796千円	—	—	7名
監査役 (社外監査役を除く)	11,670千円	11,670千円	—	—	1名
社外取締役	5,250千円	5,250千円	—	—	1名
社外監査役	4,620千円	4,620千円	—	—	2名
合計	110,336千円	110,336千円	—	—	11名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額52,071千円は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2010年12月9日開催の第59回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2010年12月9日開催の第59回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 4. 当社の取締役及び監査役の報酬は固定報酬のみであり、業績運動報酬、非金銭報酬等の支給はございません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役森田尚男氏は、朝涼法律事務所代表を兼務しております。なお、同氏、同氏の近親者及び朝涼法律事務所は、過去並びに現在において、当社の株式を保有していないことから、当社と同氏との間に特別の利害関係はございません。

社外監査役畠部泰則氏は畠部泰則税理士事務所所長を兼務しております。なお、当社は同税理士事務所との間に特別な関係はありません。

社外監査役新井一弘氏はたくま税理士法人代表を兼務しております。なお、当社は同税理士法人との間で税務相談等の取引があります。また、同氏は当社の連結子会社である株式会社匠美、株式会社玉井味噌及びマルサンアイ鳥取株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は各社との間でそれぞれ水、みそ及び豆乳等の生産委託の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森田尚男	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。また、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務といたしまして、取締役会において独立性・公平性・株主目線を保ちつつ、審議議案に対し提言を行っております。さらに、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化のための適切な役割を果たしております。
監査役	畠部泰則	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に、監査役会8回のうち8回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	新井一弘	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に、監査役会8回のうち8回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員の独立性判断基準

当社は、名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,200千円 |
| ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 22,200千円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 22,200千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針であります。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

なお、監査役会は上記方針に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を毎年実施いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループは、「すべてのステークホルダーに対する企業価値の向上」を経営上の基本方針のひとつとし、その実現のためコンプライアンス委員会の設置をはじめとし、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底するとともに、これらに対する内部監査を実効的に行うための社内体制の整備・充実を図る。
 - ロ. コンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び使用人がコンプライアンスを確実に実践するよう支援、指導する。
 - ハ. コンプライアンス委員会は、使用人のコンプライアンスの指針として、コンプライアンス委員会規程を制定し、その周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサンカード」を取締役及び使用人に交付する。
 - 二. コンプライアンス委員会に社外委員を置き、社外委員が直接使用人から通報・相談を受け付ける内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見と是正に努める。
 - ホ. 社外委員は、情報提供者を特定し得る情報を開示することなく、当該内部情報をコンプライアンス委員会に諮り、対応を検討する。
 - ヘ. コンプライアンス委員会では、定期的に会議を実施し、課題の抽出や改善策等の検討を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ロ. 前項の情報の管理については、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、取締役及び監査役は、社内規程に基づきこれらの情報をいつでも閲覧できる。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループに係わる種々のリスクの予防、発見、管理のため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理規程及び危機管理マニュアルに基づき、個々のリスクについて管理責任者を定め、リスク管理体制を明確化する。また、不測の事態が発生した場合、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

□ リスク管理委員会は、当社各部門及び子会社ごとにリスクの状況を管理し、その結果を定期的に取締役会に報告し、当社グループ全体の問題点の把握と改善に努める。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、定期的に行われる定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会を実施し、法令や定款で定めた事項や経営に関する重要な意思決定、中期経営計画の策定・遂行や進捗状況を報告するとともに当社グループの業務執行状況等の報告を行う。

□ 役付取締役等により構成される戦略会議を毎月1回開催し、戦略会議において、経営上の重要事項及び業務執行を効率的に進める方法を討議する。

ハ. 取締役会は、前項に定める戦略会議の討議を考慮しながら役職員が共有する全社的な目標を定め、各業務執行担当取締役は、その目標達成のために各部門の指導及び助言を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社及び関係会社（以下「子会社等」という）については、関係会社管理規程に基づき管理担当取締役が子会社等の業務の全般を統括管理し、個々の業務については、経営企画部門、総務人事部門、経理財務部門が管理する。

□ 子会社等のリスク予防・管理その他の業務運営の法令及び定款の遵守の状況を監査するため、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当該子会社等の取締役、監査役、その他担当部署に報告する体制を構築する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用者を置く。なお、その場合、当該使用者は、監査役の指揮命令下におく。

□ 当該使用者の人事及び人事待遇については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。

ハ. 当該使用者の評価は、監査役会が行い、当該使用者の解任、人事異動、賃金等の改定に関する取締役会の決定については、監査役会の同意を得なければならない。監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用者は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。

二. 当該使用者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、戦略会議等の重要な会議に出席できるとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
 - ロ. 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実、その他重要な事実が発生した場合、直ちに監査役に報告しなければならない。監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び情報提供を求めることができる。
監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。
また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は償還の手続き、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士及びコンプライアンス委員会と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制委員会を設置する。
 - ロ. 財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行う。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- イ. 反社会的勢力及び団体と関わりのある企業、団体、個人とは、取引関係その他一切の関係を持たない。
 - ロ. 社会の秩序や企業の健全な活動に対して脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。
 - ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合、危機管理マニュアルに基づいて対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買い付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えております。

しかしながら、高値での売り抜け等の不当な目的による大量買い付けは、企業価値及び株主共同の利益を毀損する場合があります。そのような買収者から当社の企業価値や株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは、経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買い付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、当社において、いわゆる「買収防衛策」を定めるものではありません。当社は、現在の経営施策を着実に実行し、業績の向上を図り、企業価値を高めることが、買収防衛に繋がると考えております。

しかし、「買収防衛策」につきましては、重要な経営課題の一つと認識しており、各方面から様々なご意見、対応策等をお聞きする等、当社としての有効な対応策を今後も継続して検討してまいります。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内部通報制度の実施状況、コンプライアンスに関する課題の抽出や改善策等の検討を行っております。

なお、コンプライアンスの周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサンカード（第15版）」を2022年9月に改訂し、当社グループの取締役及び使用人等に交付いたしました。

② リスク管理体制に関する取り組み

リスク管理委員会を四半期に1回開催し、当社グループで対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策などの検討を行っております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための取り組み

取締役会については、19回開催（うち臨時取締役会7回）いたしました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために社外役員が常時出席いたしました。

そのほか、部長以上で構成される部長会を毎月開催し、戦略会議や取締役会で話し合われた内容の共有化を図るとともに、各部門における重点事項及び課題の報告やそれらの対策などの検討を行っております。

④ 内部監査の実施について

社長直轄部門である内部監査室が、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための取り組み

監査役は、取締役、内部監査室担当者、その他使用人及び会計監査人とそれぞれ適宜意見交換を行いました。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

内部統制委員が当社及び当社子会社の全社統制及びIT全般統制、業務プロセス統制、決算財務プロセス統制の整備と運用状況の評価を実施し、取締役会に報告いたしました。

⑦ 反社会的勢力を排除するための取り組み

契約書等に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを総務人事課が継続的に実施いたしました。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題と位置付け、安定的に基本1株当たり30円の方針とし、利益状況等に応じて検討しております。

なお、当期の配当金につきましては、上記の方針に基づき、当事業年度の業績及び経営環境並びに今後の事業展開などを勘案し、1株につき30円とさせていただきたく存じます。

-
- (注) 1. 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。百分率は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 売上高などの記載金額には、消費税額は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年9月20日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,650,471	流動負債	12,163,865
現金及び預金	2,499,986	支払手形及び買掛金	3,949,048
受取手形及び売掛金	4,598,004	短期借入金	1,482,000
棚卸資産	2,828,231	1年内返済予定の長期借入金	1,284,267
その他の	1,726,959	未払法人税等	51,504
貸倒引当金	△ 2,711	賞与引当金	392,933
固定資産	15,547,227	未払金	3,944,534
有形固定資産	13,922,083	その他の	1,059,576
建物及び構築物	5,615,028	固定負債	8,399,504
機械装置及び運搬具	3,830,053	長期借入金	6,074,591
土地	4,295,919	退職給付に係る負債	1,284,622
建設仮勘定	35,937	資産除去債務	493,387
その他の	145,145	繰延税金負債	471,498
無形固定資産	227,058	その他の	75,406
投資その他の資産	1,398,085	負債合計	20,563,369
投資有価証券	142,669	純資産の部	
繰延税金資産	926,173	株主資本	6,525,113
その他の	340,119	資本金	865,444
貸倒引当金	△ 10,876	資本剰余金	637,851
資産合計	27,197,698	利益剰余金	5,063,100
		自己株式	△ 41,281
		その他の包括利益累計額	109,059
		その他有価証券評価差額金	11,506
		為替換算調整勘定	96,996
		退職給付に係る調整累計額	556
		非支配株主持分	155
		純資産合計	6,634,328
		負債純資産合計	27,197,698

連結損益計算書 (2021年9月21日から2022年9月20日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売 売	上 原 価		30,699,744
	上 総 利 益		22,694,012
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,005,731
營 営 業 利 益			7,768,855
營 業 外 収 益			236,875
受 不 為 そ の 営 業 外 費 用	取 動 為 替 の 支 払 シ ン ジ ケ ト ロ ー ン 手 数 料	利 賃 差 収 息 入 益 他	12,162 15,816 29,191 26,187 83,357
支 払 シ ン ジ ケ ト ロ ー ン 手 数 料	利 賃 差 収 息 入 益 他	30,931 8,883 7,850 13,429 1,890 62,985	
持 分 法 に よ る 投 資 損	利 益		257,247
債 権 の 経 別 固 定 資 産 特 別 别 利 益	常 売 却 益	342	342
特 別 别 損 失	却 損	30,605 162	30,768
固 定 資 産 投 資 有 価 税 金 等 調 整	除 証 券 前 当 期 純 利 益		226,821
人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	利 益	99,968 △ 15,867	84,101
法 人 税 等 調 整	額		142,720
当 期 純 利 益		12	
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			142,707
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			

連結株主資本等変動計算書 (2021年9月21日から2022年9月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	865,444	636,880	4,992,850 △ 4,013	△ 41,281	6,453,893 △ 4,013
会計方針の変更による累積的影響額			4,988,837		
会計方針の変更を反映した当期首残高	865,444	636,880	4,988,837	△ 41,281	6,449,879
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△ 68,444		△ 68,444
親会社株主に帰属する当期純利益			142,707		142,707
連結子会社株式の取得による持分の増減		970			970
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	970	74,262	—	75,233
当 期 末 残 高	865,444	637,851	5,063,100	△ 41,281	6,525,113

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	17,982	36,360	21,639	75,981	1,612	6,531,487
会計方針の変更による累積的影響額						△ 4,013
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,982	36,360	21,639	75,981	1,612	6,527,474
当 期 变 勤 額						
剩 余 金 の 配 当						△ 68,444
親会社株主に帰属する当期純利益						142,707
連結子会社株式の取得による持分の増減						970
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 6,475	60,636	△ 21,082	33,078	△ 1,457	31,620
当 期 变 勤 額 合 計	△ 6,475	60,636	△ 21,082	33,078	△ 1,457	106,853
当 期 末 残 高	11,506	96,996	556	109,059	155	6,634,328

計算書類

貸借対照表 (2022年9月20日現在)

資産の部		(単位:千円)	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	10,831,522	流动負債	11,735,836
現金及預金	1,912,321	支払手形	186,510
取扱手形	48,424	買掛金	4,978,401
売上掛金	4,536,574	短期借入金	1,482,000
リサイクル品及び製品	14,739	1年内返済予定の長期借入金	683,511
仕掛原材料及び貯蔵前払費用	863,571	リース債務	846
未収の料金	484,410	未払費用	3,750,950
原資未渡料金	453,280	未払法人税等	170,766
短期未収の料金	90,391	預り金	30,024
未貸入倒引当金	62,089	賞与引当金	49,936
△93,900	85,400	設備関係支払手形	334,337
固定資産	10,378,142	その他の負債	67,774
有形固定資産	8,140,302	固定負債	4,101,125
建物	1,991,941	長期借入金	2,152,841
構築物	371,005	退職給付引当金	1,280,866
機械及び工具、器具及び備品	1,603,567	長期預り保証金	71,710
車両運搬工具	22,628	資産除去債務	436,707
土地	114,656	債務保証損失引当金	159,000
リース仮勘定	3,999,585	負債合計	15,836,961
無形固定資産	217,967	純資産の部	
借入地権	31,883	株主資本	5,361,196
ソフトウエア	121,960	資本金	865,444
電話加入	8,637	資本剰余金	635,039
その他	55,486	資本準備金	612,520
投資その他の資産	2,019,871	その他資本剰余金	22,519
投資関係会社	142,669	利益剰余金	3,901,994
出資	555,350	利益準備金	111,300
関係会社	1,269	その他利益剰余金	3,790,694
破産更生債権	169,026	別途積立金	489,000
延税資本	116,700	繰越利益剰余金	3,301,694
長期投資	10,876	自己株式	△ 41,281
その他	925,498	評価・換算差額等	11,506
貸倒引当金	11,556	その他有価証券評価差額金	11,506
△238,876	73,454	純資産合計	5,372,703
資産合計	21,209,664	負債純資産合計	21,209,664

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2021年9月21日から2022年9月20日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売 売	上 原 価		30,186,800
売 売	上 原 価		22,646,870
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		7,539,930
營 業	利 益		7,226,283
營 業	外 収 益		313,647
受 取	利 息	2,999	
受 取	配 当 金	3,881	
投 資 有 価 証 券	売 却 益	2,451	
業 務	受 託	11,457	
不 動 産 貸 収		15,336	
為 替 差		34,506	
そ の 他		22,794	93,427
營 業 外 費 用			
支 払	利 息	16,642	
シ ン ジ ケ ー ト 口 一 ナ ン 手 数 料		8,883	
債 権 売 却		13,429	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		133,000	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額		30,000	
そ の 他		906	202,860
特 別 利 益			204,213
固 定 資 産 売 却 益		342	342
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		30,495	
投 資 有 価 証 券 売 却 損		162	30,658
税 引 前 当 期 純 利 益			173,897
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		65,615	
法 人 税 等 調 整 額		52,519	118,135
当 期 純 利 益			55,762

株主資本等変動計算書 (2021年9月21日から2022年9月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	865,444	612,520	22,519	635,039
当 期 変 動 額 剩 余 金 の 配 当 当 期 純 利 益 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	865,444	612,520	22,519	635,039

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計	
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	111,300	489,000	3,314,376	△ 41,281	5,373,878	
当 期 変 動 額 剩 余 金 の 配 当 当 期 純 利 益 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 68,444 55,762	△ 68,444 55,762	△ 68,444 55,762	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 12,682	△ 12,682	△ 12,682	
当 期 末 残 高	111,300	489,000	3,301,694	△ 41,281	5,361,196	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	17,982	17,982	5,391,860
当期変動額			
剰余金の配当			△ 68,444
当期純利益			55,762
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 6,475	△ 6,475	△ 6,475
当期変動額合計	△ 6,475	△ 6,475	△ 19,157
当期末残高	11,506	11,506	5,372,703

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年11月7日

マルサンアイ株式会社

取 締 役 会 御中

三優監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 雄 城
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 啓 太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の2021年9月21日から2022年9月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルサンアイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月7日

マルサンアイ株式会社

取 締 役 会 御中

三優監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 雄 城
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 啓 太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の2021年9月21日から2022年9月20日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるか

どうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年9月21日から2022年9月20日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 当監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査役監査実施要綱、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月8日

マルサンアイ株式会社 監査役会
常勤監査役 成瀬 悟 ㊞
監査役 敏部 泰則 ㊞
監査役 新井 一弘 ㊞

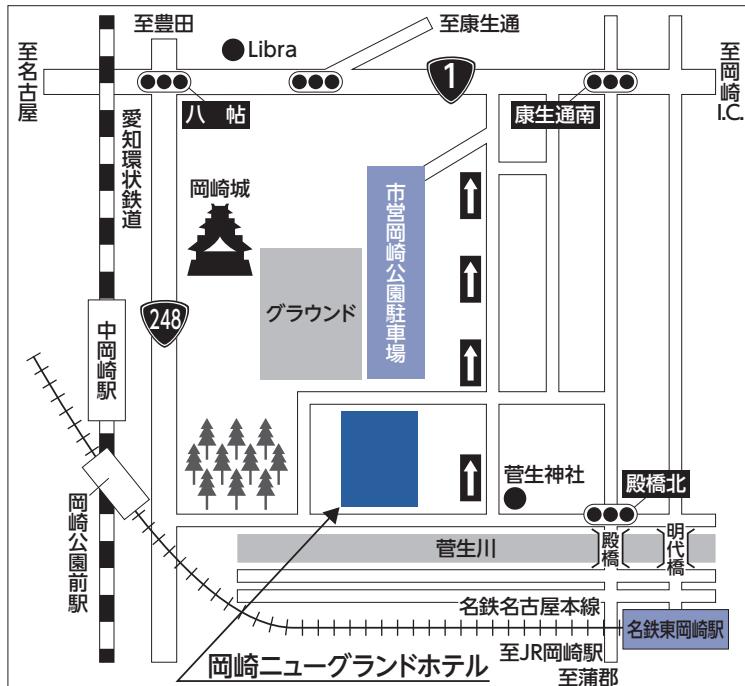
(注) 監査役敏部泰則及び監査役新井一弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル3階飛竜の間
TEL <0564> 21-5111



●会場までの交通のご案内

名鉄東岡崎駅より	徒歩	約15分
愛知環状鉄道中岡崎駅より	徒歩	約10分
JR岡崎駅より	タクシー	約10分

※駐車場の収容台数に限りがありますので、ご了承下さい。